

京丹後市墓地等の経営の許可に関する規則

平成 年 月 日
規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の理念)

第2条 墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その公益性及び持続性が確保されなければならない。

(経営者の基準)

第3条 墓地又は納骨堂を経営しようとする者は、前条に規定する公益性及び持続性確保の観点から、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、経営の許可をすることができる。

- (1) 宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人をいう。）で、市内に登録された事務所を有し、かつ、市内において3年以上の活動の実績があるもの
- (2) 墓地又は納骨堂の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人をいう。）で、市内に登録された事務所を有し、かつ、市内において3年以上の活動の実績があるもの
- (3) 認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可を受けた地縁による団体をいう。）ただし、前2号に掲げる者が経営する墓地又は納骨堂を利用することが困難であると認められる場合に限る。

2 集落墓地（古くから存在する墓地で、集落が管理し、及び当該集落の住民が利用するものをいう。）又は個人墓地（個人が管理及び利用する墓地をいう。）を移転、拡張又は新設しようとする者については、経営の許可をしない。ただし、市長が、当該移転等しようとする者が前項各号に定める経営者になり得ないこと、当該墓地の利用者が他の者が経営する既存の墓地又は納骨堂を利用することが明らかに困難であることその他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 火葬場を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(許可の基準)

第4条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可は、当該墓地等について、次の各号のいずれの要件にも該当するものであると認めるときに行うものとする。ただし、第3号及び第4号に掲げる要件については、市長が周囲の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 永続的に管理されることが見込まれること。
- (2) 経営が営利を目的としたものでないこと。
- (3) 敷地(アにあっては、敷地及び建築物)が次のいずれの要件にも該当すること。
 - ア 当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有し、かつ、抵当権その他の墓地等の経営に支障を及ぼすおそれのある権利が設定されていないこと。
 - イ 当該墓地等以外の敷地と筆界により区画されていること。
 - ウ 実測した面積と登記簿に記載された面積が一致していること。
- (4) 設置場所が別表第1に定める基準に適合し、かつ、構造設備が別表第2に定める基準に適合していること。

2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可に準用する。

(事前協議)

第5条 市長は、法第10条第1項及び第2項(廃止許可に係るものを除く。)の規定による墓地等の経営の許可等の申請に係る相談があったときは、墓地等の経営の許可等に係る事務の円滑化及び効率化を図るため、事前協議手続に応じるものとする。

- 2 事前協議に関する手続、必要書類等その方法については、別に定める。
- 3 市長は、事前協議の結果、許可するに当たって支障がないと判断したときは、事前協議を終了し、申請者に対し、許可の申請の指導を行うものとする。

(許可の申請)

第6条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、墓地等経営許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
- (2) 申請者の定款又は規則(以下「定款等」という。)の写し、登記事項証明書及び印鑑証明書並びに当該墓地等の経営に関し定款等に定められた手続を経たことを証する書類
- (3) 墓地等の位置図
- (4) 墓地等の用地及び隣接地の公図の写し及び登記事項証明書
- (5) 墓地等の用地の実測平面図及び求積図
- (6) 1の宗教に限定しない墓地にあっては、宗教別の墓地区画の計画図

- (7) 墓地等の構造設備に関する計画図
- (8) 墓地等の経営に係る資金計画を記載した書類
- (9) 墓地又は納骨堂にあっては、需要見込みを記載した書類
- (10) 墓地等の維持管理の方法を記載した書類
- (11) 墓地等の隣接地（隣接地が道路のときは、当該道路を隔てた土地）の所有者及び使用者の承諾書又はこれに代わるものとして市長が認める書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

（変更の許可の申請）

第7条 法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等を変更しようとする理由を記載した書類
- (2) 前条第2号から第11号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（廃止の許可の申請）

第8条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等を廃止しようとする理由を記載した書類
- (2) 第6条第2号から第5号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（許可申請内容の照会）

第9条 市長は、第6条から第8条までの規定による申請があった場合は、必要に応じて、京都府丹後土木事務所の長及び市の関係部署（以下「土木事務所長等」という。）に対し、次に掲げる事項について意見照会を行うものとする。この場合において、申請に係る墓地等の所在地が他の市町に隣接する場合は、当該隣接市町の長に対しても、同様の意見照会を行うものとする。

- (1) 土木事務所長等への照会内容（様式第4号）
 - ア 関係法令による許可等を要する事項の有無
 - イ 許可等を要する事項がある場合、その手続の進捗状況と許可等の見通し
- (2) 隣接市町への照会内容（様式第5号）
 - ア 当該隣接市（町）における墓地等の需要の状況

イ 当該墓地等に関する申請許可が当該隣接市（町）の有する墓地等の整備計画に与える影響

ウ 当該墓地等の設置予定地周辺の当該隣接市（町）住民の意向

エ 公衆衛生その他公共の福祉の見地からの意見

オ 関係法令における許可等を要する事項

2 前項の意見照会は、第5条に規定する事前協議の際に行うものとする。

（経営等の許可）

第10条 市長は、第6条から第8条までの規定による申請に対し、その内容を審査の上、経営、変更又は廃止（以下「経営等」という。）を許可すると決定したときにあつては墓地等経営（変更・廃止）許可書（様式第6号）を交付し、経営等を許可しないと決定したときにあつては墓地等経営（変更・廃止）不許可通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による経営等の許可に際し、必要な条件を付することができる。

（土木事務所長等への通知）

第11条 市長は、法第10条の規定による墓地等の経営の許可を行った場合は、土木事務所長等に対して様式第8号により、また、申請に係る墓地等の所在地が他の市町に隣接する場合は、当該隣接市町の長に対して様式第9号により、当該許可等を行った旨を通知するものとする。

（墓地等の台帳への記載）

第12条 市長は、法第10条の規定による墓地等の経営の許可を行った場合は、墓地台帳（様式第10号）、納骨堂台帳（様式第11号）又は火葬場台帳（様式第12号）に所要事項を記載するものとする。

2 市長が第14条の規定によるみなし許可届出書を受理した場合は、前項の規定を準用する。

（改葬を伴う墓地又は納骨堂の変更等の許可）

第13条 市長は、第7条の規定による墓地又は納骨堂の変更の許可の申請があつた場合又は第8条の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があつた場合で、改葬を伴うときは、当該改葬が完了したことを確認した後に、変更又は廃止の許可を行うものとする。

（みなし許可に係る届出）

第14条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる認可又は承認があったときは、当該許可又は承認があったものとみなされる者は、速やかに、墓地（火葬場）みなし許可届出書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地又は火葬場を新設し、変更し、又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (2) 法第11条第1項又は第2項に規定する認可又は承認があったことを証する書類
- (3) 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、第6条第2号から第7号まで及び第10号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
- (4) 墓地又は火葬場の廃止にあつては、第6条第2号から第4号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（工事完了の届出及び検査）

第15条 第10条の規定による墓地等の経営又は変更の許可を受けた者（以下「経営者」という。）は、当該許可に係る工事が完了したときは、速やかに、墓地等工事完了届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合は、墓地等工事完了検査表（様式第15号）により、速やかに工事完了の検査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項の検査の結果、当該墓地等が第10条の規定による経営又は変更の許可の内容に適合していると認めるときは、墓地等工事完了検査通知書（様式第16号）を経営者に交付するものとする。
- 4 経営者は、前項の墓地等工事完了検査通知書の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を供用してはならない。

（管理者の届出）

第16条 法第12条の規定に基づき経営者は、第10条に規定する許可書を受領後速やかに墓地等管理者届出書（様式第17号）にて市長に対し管理者を届出なければならない。

（経営者等の変更の届出）

第17条 経営者（第14条に規定する墓地又は火葬場の新設又は変更の許可があったものとみなされる者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、経営者等変更届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 経営者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 管理者の住所及び氏名
- (3) 墓地等の名称

（経営者の講じるべき措置）

第18条 経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (2) 墓石等が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに、安全対策を講じること。
- (3) 老朽化し、又は破損した墓地等の構造設備の修復を行うこと。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、京丹後市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成16年4月1日告示第102号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第4条関係）

設置場所の基準	
	(1) 鉄道又は国道、府道その他交通量の多い道路に接近した場所でないこと。 (2) 病院、学校その他公共的施設又は住宅に接近した場所でないこと。 (3) 飲料水の水源又は河川に接近した場所でないこと。 (4) 地形上危険な場所でないこと。

別表第2（第4条関係）

区分	構造設備の基準
墓地	(1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (3) 敷地内に適当な通路を設けること。 (4) 排水設備を設けるなど雨水等が停滞しないようにすること。 (5) 墓地の規模に対し、必要に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。 (6) 1の宗教に限定しない墓地にあっては、宗教別の墓地区画を設けること。 (7) 面積が1万平方メートル以上の墓地にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 ア 墳墓の区域の合計面積が墓地の敷地面積の3分の1以下であること。 イ 緑地帯及び幹線となる通路を設けること。 ウ 既設の道路から車両が通行できる進入路を確保すること。
納骨堂	(1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (3) 納骨堂の周囲に相当の空地を確保すること。 (4) 耐火構造又は準耐火構造とし、内部の設備には不燃材料を用いること。 (5) 消火及び防火のための設備を設けること。 (6) 換気設備を設けること。 (7) 納骨堂の出入口及び焼骨を収蔵するための設備は、施錠できること。 (8) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。
火葬場	(1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (3) 防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する火葬炉を設けること。 (4) 収骨及び残骨灰を保管・処理する施設を設けること。 (5) 火葬場の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び待合室を設けること。

様式第1号(第6条関係)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

墓地・納骨堂・火葬場を下記のとおり経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により申請します。

記

名 称			
所在地(予定地)			
施設の種類	墓地	納骨堂	火葬場
区域・敷地・構造等	区域面積 m ²	敷地面積 m ²	敷地面積 m ²
	区画数	建物面積 m ²	建物面積 m ²
		構造	構造
		納骨数	炉数 使用燃料
経営者	住所		
	氏名		
管理者	住所		
	氏名		
境界明示の方法			
宗教別墓地区画	有	無	
申請地	付近の状況		
	所有者		
	地目		
	他法令との関係	有	許認可事項 許認可年月日
工事完了予定年月日			

様式第2号(第7条関係)

墓地等変更許可申請書

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

墓地・納骨堂・火葬場を下記のとおり区域変更(施設変更)したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

名	称							
所	在	地						
施	設	の	種	類	墓地	納骨堂	火葬場	
経営許可年月日及び番号								
変		更	内	容	変更前		変更後	
申 請 地	付 近 の 状 況							
	所 有 者							
	地 目							
	他法令との関係		有	許認可事項	許認可年月日	無		
				年 月 日				
管理者の住所・氏名(拡張)								
変更(工事完了)予定年月日								

様式第3号(第8条関係)

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

墓地・納骨堂・火葬場を下記のとおり廃止したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

名 称			
所 在 地			
施 設 の 種 類	墓地	納骨堂	火葬場
区域・敷地・構造等	区域面積 m ²	敷地面積 m ²	敷地面積 m ²
	区画数	建物面積 m ²	建物面積 m ²
		構造	構造
		納骨数	炉数 使用燃料
経営許可年月日及び番号			
付 近 の 状 況 等			
代替施設の名称・所在地			
跡 地 利 用			
廃 止 予 定 年 月 日			

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

墓地等の経営等の許可について(照会)

墓地等の経営(変更・廃止)許可について、別紙のとおり申請がありましたので、下記事項について回答願います。

記

- 1 関係法令による許可等を要する事項の有無
- 2 許可等を要する事項がある場合は、その手続の進捗状況と許可等の見通し

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

墓地等の経営等の許可について（照会）

墓地の経営（変更・廃止）許可について、別紙のとおり申請がありましたので、下記事項について回答願います。

記

- 1 貴市（町）における墓地等の需要の状況
- 2 当該墓地等の申請許可が貴市（町）の有する墓地等の整備計画に与える影響
- 3 当該墓地等の設置予定地周辺の住民の意向
- 4 公衆衛生その他公共の福祉の見地からの意見
- 5 関係法令による許可等を要する事項

年 月 日

様

京丹後市長 印

墓地等経営(変更・廃止)許可書

年 月 日付けで申請のあった墓地・納骨堂・火葬場の経営(変更・廃止)について、次のとおり許可します。

名 称	
所 在 地	
敷 地 面 積 (床面積)	m ²
許可の条件	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京丹後市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京丹後市を被告として(訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

墓地等経営(変更・廃止)不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった墓地・納骨堂・火葬場の経営(変更・廃止)については、下記理由により不許可とします。

記

不許可理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京丹後市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京丹後市を被告として(訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。)
- 処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

墓地等の経営(変更、廃止)許可について(通知)

年 月 日付け 第 号で照会しました墓地等の経営(変更、
廃止)は、別添許可書写しのとおり許可しましたので通知します。

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

墓地等の経営(変更、廃止)許可について(通知)

年 月 日付け 第 号で照会しました貴市(町)に隣接した墓地等の経営(変更、廃止)は、別添許可書写しのとおり許可しましたので通知します。

墓 地 台 帳

番号

墓 地	名 称			
	所 在 地			
	面 積	m ²	区画数	境界明示
経 営 者	住 所			
	氏 名	電話		
土 地 所 有 者	住 所			
	氏 名	電話		
管 理 者	住 所			
	氏 名	電話		
経 営 許 可	許 可 年 月 日	年	月	日
	許 可 番 号	第	号	
	許 可 権 限 者	市長	京都府知事	保健所長
墓地、埋葬等に関する法律 第11条に基づくみなし許可	事 業 者		事 業 主 体	
	許 可・承 認 年 月 日	年 月 日	許 可・承 認 番 号	第 号
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 検 査	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 者	
	指 摘 事 項 等			
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 検 査	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 者	
	指 摘 事 項 等			
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 検 査	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 者	
	指 摘 事 項 等			
変 更 許 可	許 可 の 種 類	拡張・縮小		
	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
	許 可 権 限 者	市長	京都府知事	保健所長
	変 更 地 番		変 更 面 積	m ²
	許 可 の 種 類	拡張・縮小		
	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
	許 可 権 限 者	市長	京都府知事	保健所長
	変 更 地 番		変 更 面 積	m ²
	許 可 の 種 類	拡張・縮小		
	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
	許 可 権 限 者	市長	京都府知事	保健所長
	変 更 地 番		変 更 面 積	m ²

廃止許可	許可年月日	年月日	許可番号	第 号
	許可権限者	市長 京都府知事 保健所長		
強制処分 命令勧告等	年月日	年月日		
	内 容			
	年月日	年月日		
	内 容			
隣接市(町)長の意見				
地元等の同意状況				
他法令許認可取得状況				
そ の 他				
付近の見取図				

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

納 骨 堂 台 帳

番号

納 骨 堂	名 称			
	所 在 地			
	敷 地 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²
	構 造	納骨数		境界明示
經 營 者	住 所			
	氏 名	電話		
土 地 所 有 者	住 所			
	氏 名	電話		
施 設 所 有 者	住 所			
	氏 名	電話		
管 理 者	住 所			
	氏 名	電話		
經 營 許 可	許 可 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号	第 号		
	許 可 權 限 者	市長	京都府知事	保健所長
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 檢 査	檢 査 年 月 日	年 月 日	檢 査 者	
	指 摘 事 項 等			
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 檢 査	檢 査 年 月 日	年 月 日	檢 査 者	
	指 摘 事 項 等			
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 檢 査	檢 査 年 月 日	年 月 日	檢 査 者	
	指 摘 事 項 等			
変 更 許 可	許 可 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号	第 号		
	許 可 權 限 者	市長	京都府知事	保健所長
	許 可 内 容			
	許 可 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号	第 号		
	許 可 權 限 者	市長	京都府知事	保健所長
廃 止 許 可	許 可 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号	第 号		
	許 可 權 限 者	市長	京都府知事	保健所長

強 制 処 分 命 令 勸 告 等	年 月 日	年 月 日
	内 容	
	年 月 日	年 月 日
	内 容	
隣接市（町）長の意見		
地元等の同意状況		
他法令許認可取得状況		
そ の 他		
付 近 の 見 取 図		

火 葬 場 台 帳

番号

火 葬 場	名 称				
	所 在 地				
	敷 地 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²	
	構 造	炉数	境界明示		
経 営 者	住 所				
	氏 名	電話			
土 地 所 有 者	住 所				
	氏 名	電話			
施 設 所 有 者	住 所				
	氏 名	電話			
管 理 者	住 所				
	氏 名	電話			
経 営 許 可	許 可 年 月 日	年	月	日	
	許 可 番 号	第	号		
	許 可 権 限 者	市長	京都府知事	保健所長	
墓地、埋葬等に関する法律 第11条に基づくみなし許可	事 業 者	事 業 主 体			
	許可・承認年月日	年 月 日	許可・承認番号	第 号	
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日	
完 了 検 査	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 者		
	指 摘 事 項 等				
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日	
完 了 検 査	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 者		
	指 摘 事 項 等				
工 事 完 了 届	提 出 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日	
完 了 検 査	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 者		
	指 摘 事 項 等				
変 更 許 可	許 可 年 月 日	年	月	日	
	許 可 番 号	第	号		
	許 可 権 限 者	市長	京都府知事	保健所長	
	許 可 内 容				
	許 可 年 月 日	年	月	日	
	許 可 番 号	第	号		
	許 可 権 限 者	市長	京都府知事	保健所長	
許 可 内 容					

強制処分命令 立入検査 勧告等	年 月 日	年 月 日
	内 容	
	年 月 日	年 月 日
	内 容	
隣接市（町）長の意見		
地元等の同意状況		
他法令許認可取得状況		
そ の 他		
付近の見取図		

京丹後市長 様

届出者 住所

氏名 印

電話番号

墓地(火葬場)みなし許可届出書

京丹後市墓地等の経営の許可等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

内 容	新 設	変 更	廃 止
名 称			
所 在 地			
施 設 の 種 類	墓 地		火 葬 場
区 画 ・ 敷 地 ・ 構 造 等	区 域 面 積 m ²	積	敷地面積 m ²
	区 画 数		建物面積 m ² 構造 炉数 使用燃料
事 業 名			
認 可 ・ 承 認 年 月 日 及 び 番 号			
経 営 者 の 住 所 ・ 氏 名			
管 理 者 の 住 所 ・ 氏 名			
工 事 完 了 予 定 年 月 日			
備 考			

年 月 日

京丹後市長 様

届出者(墓地等経営者)

住所

氏名

印

電話番号

墓地等工事完了届出書

墓地・納骨堂・火葬場の工事が完了しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称			
所 在 地			
施 設 の 種 類	墓地	納骨堂	火葬場
区画・敷地・構造等	区域面積 m ²	敷地面積 m ²	敷地面積 m ²
	区画数	建物面積 m ²	建物面積 m ²
		構造	構造
		納骨数	炉数 使用燃料
許可年月日及び番号			
工事着工年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
工事施工者			
備 考			

様式第15号(第15条関係)

墓地等工事完了検査表

	検査事項	判定		指導事項	備考	
		良	不良			
墓地	面積					
	区画数					
	構造設備	境界の障壁、植樹等				
		通路の構造				
		管理事務所、その他設備				
施設全体の配置						
納骨堂	敷地面積及び床面積					
	納骨設備					
	構造設備	出入口の施錠設備				
		防火・消火の設備				
		管理事務所・その他の設備				
施設全体の配置						
火葬場	敷地面積及び床面積					
	炉の基数					
	構造設備	境界の障壁、植樹等				
		防臭・防じんの設備				
		管理事務所、その他設備				
施設全体の配置						

注1 良・不良のいずれかの欄に 印を記入すること。

2 不良については、指導事項欄に指導内容を記録の上、改善後再検査を行い、備考欄に記入すること。

検査日	年月日
検査者名	

様式第16号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

墓地等工事完了検査通知書

年 月 日付けで届出のあった墓地・納骨堂・火葬場について、工事完了検査を実施したところ、支障ないものと認められますので通知します。

記

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
名 称	
所 在 地	
施 設 の 種 類	墓地 納骨堂 火葬場
墓地等の敷地面積	面積 m ²
納骨堂又は火葬場にあつては、建物の概要	構 造 造 階建 建築面積 m ² (延べ面積 m ²)
管 理 者	住 所
	氏 名

様式第17号(第16条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

届出者(墓地等経営者)

住所

氏名

印

電話番号

墓地等管理者届出書

墓地、埋葬等に関する法律第12条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

名 称			
所 在 地			
施 設 の 種 類	墓地	納骨堂	火葬場
区画・敷地・構造等	区域面積 m ²	敷地面積 m ²	敷地面積 m ²
	区画数	建物面積 m ²	建物面積 m ²
		構造	構造
		納骨数	炉数 使用燃料
管 理 者 の 氏 名			
管 理 者 の 本 籍			
管 理 者 の 住 所			
備 考			

様式第18号(第17条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

届出者(墓地等経営者)

住所

氏 名

印

電話番号

経営者等変更届出書

墓地・納骨堂・火葬場に係る事項に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称		
所 在 地		
施 設 の 種 類	墓地	納骨堂 火葬場
変 更 事 項	1 経営者の住所・氏名 2 管理者の住所・氏名 3 墓地等の名称	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	